

仕 様 書

1 件名

「ポイント解説下請法」ガイドブックの印刷

2 印刷仕様

- (1) 部数 2, 710部 (公正取引委員会1, 030部, 中小企業庁1, 680部)
- (2) 色数 4C/4C
- (3) ページ数 A4判 24頁 (表紙, 裏表紙含む)
- (4) 用紙 A3判 再生マットコート紙 菊判 76.5kg
グリーン購入法の基準に適合するもの
- (5) 製本 中とじ 二つ折り
- (6) 編集

ア 17頁の発注書面サンプル, 18頁の支払方法等についてと題する文書のサンプル並びに19頁の当初書面及び補充書面のサンプルの日付を別紙1のとおり編集。

(修正内容) ①「平成」と記載のある部分を全て「令和」に変更。

②18頁の支払方法等についてと題する文書のサンプルにおける「2. 支払方法」部分に記載のある「(電子記録債権の満期日〇年〇月〇日)」の満期日の直後に「令和」を追加。

イ 裏表紙を別紙2のとおり編集

- (7) 入稿形態 CD-R (PDFデータ)
- (8) 校正 1回

3 納入

(1) 印刷物 (ガイドブック)

ア 納入期限 令和2年10月16日 (金)

イ 納入場所 別紙3のとおり (公正取引委員会3か所, 中小企業庁6か所)

ウ 納入形態 50冊を1包装として納入 (50冊に満たない場合は, 当該冊数で1包装とする)

(2) PDFデータ (2(6)で編集したもの)

ア 納入期限 令和2年10月16日 (金)

イ 納入場所 〒100-8987

東京都千代田区霞ヶ関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

ウ 納入形態 CD-Rに記録して納入

4 見積り合わせの手続

(1) 見積書の提出

ア 提出期限

令和2年9月10日（木）正午

イ 提出場所

〒100-8987

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

FAX：03-3581-2951

E-mail：open-counter@jftc.go.jp

ウ 提出方法

持参，郵送，FAX又は電子メール

エ 提出書類

(ア) 見積書（消費税込みの総額を明示）

(イ) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

(2) 見積り合わせの結果の通知

見積り合わせの結果（契約の相手方，契約金額）は，契約の相手方に決定した者にのみ個別に通知するほか，以下の公正取引委員会ウェブサイトに掲示する。

【公正取引委員会ウェブサイト（調達情報）】

<https://www.jftc.go.jp/soshiki/tyoutatsu/opkouhyou/index.html>

(3) 本件業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできないものとする。

ただし，本件業務を適正に履行するために本件業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる必要がある場合（この場合の委託し又は請け負わせることを以下「再委託」という。），再委託先の住所，氏名，再委託する業務の内容，再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し，事前に公正取引委員会の承認を得なければならない。

(4) 見積書の提出をもって別添「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約したものとする。

5 その他

(1) 本件は公正取引委員会と中小企業庁が共同で一括調達するものであるため，①全体分，②公正取引委員会納入分，③中小企業庁納入分のそれぞれにおいて，契約金額の内訳書及び請求書を作成する（①及び②の宛名は公正取引委員会，③の宛名は中小企業庁とすること。）。

なお，①から③のいずれも同一単価を適用すること。

(2) 本業務終了後，入稿時に提供したCD-Rを速やかに返却すること。

(3) 公示期間中，現物（本件仕様と同一のもの〔編集前〕。）を公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係に常備する。必要があれば，来訪し見本を確認することができる（見本の持ち帰りは不可）。

(4) 本仕様書に定めのない事項については，協議の上で決定する。

6 問い合わせ先

(1) 見積り合わせの手続関係

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5474

(2) 仕様関係

東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟13階

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課 城戸，佐久間，大嶋

電話：03-3581-3375

以上



発注書面サンプル (規則で定められた事項を一つの書式に網羅した場合)

注文書

○×株式会社 殿 令和
~~平成~~〇年〇月〇日
△△株式会社

給付の内容

注文品や作業等の内容が十分に理解できるように記入する。
著作権など知的財産権の譲渡・許諾を含んで発注する場合はその旨を明確に記載する。

納期 / 令和 平成 〇年×月×日	納入場所 弊社本社△△課	検査完了期日 / 令和 平成 〇年×月×日
下請代金額(円)※ 100,000円	支払期日 / 令和 平成 〇年×月×日	支払方法 現金

※ 「下請代金額」欄には、発注時に協議して決定した**下請代金の額を明確に記載する必要があります**。なお、具体的な下請代金額を記載できない正当な理由がある場合は、次の要件を備えた**算定方法**(例：工賃〇円×所要時間数+原材料費)による記載が認められています。

- ① 下請代金の具体的な金額を自動的に確定するもの。
 - ② 発注書面とは別に算定方法を定めた書面を交付する場合は、これらの書面の関連付けを行うこと。
- また、**下請代金の具体的な金額が確定した後、速やかに下請事業者**に当該金額を通知する必要があります。

○ 共通記載事項

下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項(例えば支払方法、検査期間等)が一定している場合には、これらの事項(共通記載事項といいます。)に関してはあらかじめ別の書面により通知することで、個々の発注に際して交付する書面への記載が不要となります。この場合には、発注書面に「下請代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを付記して**発注書面との関連付けをしておかなければなりません**。



共通記載事項の例

令和
~~平成~~〇年〇月〇日

殿

〇〇〇株式会社

支払方法等について

当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御承諾ください。
なお、御承諾の場合は、御連絡ください。

記

1. 支払制度	納品毎月〇日締切 翌月〇日払
2. 支払方法	支払総額〇円未満現金
	〇円以上
	現金〇% 手形〇% 手形期間〇日 一括決済方式〇% (金融機関名 決済は支払期日から起算して〇日目) 電子記録債権〇% (電子記録債権の満期日〇年〇月〇日)
3. 検査完了期日	納品後〇日
4. 実施期間	令和 平成 〇年〇月〇日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまで の間 (新たな通知の実施期間の開始日の前日まで)

以 上

○ 例外的な書面の交付方法

発注書面の記載事項のうち「その内容が定められない正当な理由がある」場合（例：ソフトウェア作成委託において最終ユーザーが求める仕様が確定しておらず、正確な委託内容を決定することができない場合）には、その事項を記載せずに発注書面（当初書面）を交付することが認められます。この場合には、記載しなかった事項について、**内容が定められない理由及び内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載しなければなりません**。一方、例えば、ユーザーとの取引価格が決定していないなど具体的記載事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」を記載することが可能である場合には「正当な理由がある」とはいえません。

また、当初書面に記載されていない事項について、その内容が確定した後には、直ちに、その事項を記載した書面（補充書面）を交付する必要があります（発注書面と補充書面の相互の関連性が明らかになるようにすること。）。



当初書面の例

注文書 令和
~~平成~~〇年〇月〇日

〇×株式会社 殿 △△株式会社

給付の内容
品名〇△□
詳細仕様は未定（後日交付する「〇〇仕様書」による。）

納期 令和 平成 〇年×月×日	納入場所 本社△△課	検査完了期日 令和 平成 〇年×月×日
下請代金額（円） ※ 未定	支払方法 現金	支払期日 令和 平成 〇年×月×日

未定の事項の内容が定められない理由：
ユーザーの仕様が未定のため。
未定の事項の内容を定めることとなる予定期日：
令和
~~平成~~〇年〇月〇日

補充書面の例

注文書 令和
~~平成~~〇年〇月〇日

〇×株式会社 殿 △△株式会社

給付の内容
「〇〇仕様書」のとおり。

下請代金額（円） 100,000円

※ 本注文書は、令和
~~平成~~〇年〇月〇日付け注文書の記載事項を補充するものです。

取引記録を書類として作成し、保存しましょう

製造委託をはじめとする下請取引が完了した場合、親事業者は、給付内容、下請代金の金額など、**取引に関する記録を書類として作成し、2年間保存することが義務付けられています**。これは、違反行為に対する親事業者の注意を喚起するとともに、公正取引委員会や中小企業庁による迅速、正確な調査や検査に役立つことを目的としています。

記録すべき事項は、次のとおりです。

- ① 下請事業者の名称(番号,記号等による記載も可)
- ② 製造委託,修理委託,情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③ 下請事業者の給付の内容
- ④ 下請事業者の給付を受領する期日(役務提供委託の場合は,役務が提供される期日・期間)
- ⑤ 下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日(役務提供委託の場合は,役務が提供された日・期間)
- ⑥ 下請事業者の給付の内容について検査をした場合は,検査を完了した日,検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦ 下請事業者の給付の内容について,変更又はやり直しをさせた場合は,内容及び理由
- ⑧ 下請代金の額(算定方法による記載も可)
- ⑨ 下請代金の支払期日
- ⑩ 下請代金の額に変更があった場合は,増減額及び理由
- ⑪ 支払った下請代金の額,支払った日及び支払手段
- ⑫ 下請代金の支払につき手形を交付した場合は,手形の金額,手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は,金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は,電子記録債権の額,下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は,品名,数量,対価,引渡しの日,決済をした日及び決済方法
- ⑯ 下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は,その後の下請代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は,遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

網掛け部分が修正箇所になります。

公正取引委員会 事務総局

経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関 1-1-1 中央合同庁舎第 6 号館 B 棟

TEL 03(3581)3375(直) FAX 03(3581)1800

<https://www.jftc.go.jp>

(管轄区域:茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県)

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎

TEL 011(231)6300(代) FAX 011(261)1719

(管轄区域:北海道)

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎

TEL 022(225)8420(直) FAX 022(261)3548

(管轄区域:青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県)

中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館

TEL 052(961)9424(直) FAX 052(971)5003

(管轄区域:富山県, 石川県, 岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県)

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館

TEL 06(6941)2176(直) FAX 06(6943)7214

(管轄区域:福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県)

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館

TEL 082(228)1501(代) FAX 082(223)3123

(管轄区域:鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県)

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館

TEL 087(811)1758(直) FAX 087(811)1761

(管轄区域:徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県)

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館

TEL 092(431)6032(直) FAX 092(474)5465

(管轄区域:福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引室

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館

TEL 098(866)0049(直) FAX 098(860)1110

(管轄区域:沖縄県)

中小企業庁

事業環境部 取引課

〒100-8912 千代田区霞が関 1-3-1

TEL 03(3501)1732(直) FAX 03(3501)1504

<https://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部 中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎

TEL 011(700)2251(直) FAX 011(728)4364

(管轄区域:北海道)

東北経済産業局 産業部 中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟

TEL 022(221)4922(直) FAX 022(215)9463

(管轄区域:青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県)

関東経済産業局 産業部 適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心 1-1

さいたま新都心合同庁舎 1 号館

TEL 048(600)0325(直) FAX 048(601)1500

(管轄区域:茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 新潟県, 山梨県, 長野県, 静岡県)

中部経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南 4-1-22

TEL 052(589)0170(直) FAX 052(589)0173

(管轄区域:富山県, 石川県, 岐阜県, 愛知県, 三重県)

近畿経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館

TEL 06(6966)6037(直) FAX 06(6966)6079

(管轄区域:福井県, 滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県)

中国経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館

TEL 082(224)5745(直) FAX 082(205)5339

(管轄区域:鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県)

四国経済産業局 産業部 中小企業課

〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館

TEL 087(883)6423(直) FAX 087(811)8558

(管轄区域:徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県)

九州経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎

TEL 092(482)5450(直) FAX 092(482)5551

(管轄区域:福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県)

沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館

TEL 098(866)1755(直) FAX 098(860)3710

(管轄区域:沖縄県)

中小企業庁及び公正取引委員会の納入部数及び納品場所

	納入場所	納入部数	所在地
中小企業庁	北海道経済産業局 産業部 中小企業課	200	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎4階 TEL: 011(700)2251
	東北経済産業局 産業部 中小企業課	350	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟 TEL: 022(221)4922
	中部経済産業局 産業部 中小企業課 取引適正化推進室	500	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南4-1-22 TEL: 052(589)0172
	中国経済産業局 産業部 中小企業課 下請取引適正化推進室	300	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館 TEL: 082(224)5745
	四国経済産業局 産業部 中小企業課	200	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館7階 TEL: 087(883)6423
	沖縄総合事務局 経済産業部 中小企業課	130	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9階 TEL: 098(866)1755
	小計	1,680	
公正取引委員会	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課	30	〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 TEL:03-3581-3375
	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 下請課	800	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館 TEL:06-6941-2176
	内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室	200	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL:098-866-0049
	小計	1,030	
合計		2,710	

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私，団体である場合は当団体。以下同じ。）は，下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり，又はこの誓約に反したことにより，当社が不利益を被ることとなっても，異議は一切申し立てません。

また，公正取引委員会の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし，有価証券報告書を作成していない場合は，役職名，氏名，性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること，及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また，本契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人，法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者，法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者，団体である場合は代表者，理事等，その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が，暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的，又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が，暴力団又は暴力団員に対して，資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持，運営に協力し，若しくは関与しているとき

エ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為を行う者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動を行い，又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて公正取引委員会の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再

委託以降の全ての受託者を含む。)並びに自己, 下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が暴力団関係者であることが判明したときは, 当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合, 又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は, 警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに, 公正取引委員会に報告いたします。